

慶来慶田城由来記の刊出について

喜 舍 場 永 珣

三 島 格

慶来慶田城由来記

- (1) 一、錦芳氏先祖嫡子慶来慶田城と申人役名西表首里大屋子用緒
 - (2) 二、二代嫡子野底当と申人役名与那国与人用庶
 - (3) 一、三代嫡子租納当と申人役名西表首里大屋子用尊
 - (4) 一、四代嫡子西表首里大屋子用孫
 - (5) 一、五代嫡子西表首里大屋子用村
 - (6) 一、六代嫡子慶田城与人用見
 - (7) 一、七代嫡子与那国与人用親
 - (8) 一、八代嫡子慶田城筑登之用常
(嘯、以下同)
右慶来慶田城より以来之八代迄之謂左記
 - (9) 一、右慶来慶田城住居所へ外離野底辻と申所住居為申由代々伝来
候事屋敷之儀今迄人々島作り有之候事
- 00) 一、其事分平久保加那あじと申者大屋からにて平久保村近辺の小

村々々の者共召集おとし付自分に相隨ひさせ下人之様に召遣稲粟作り立四五百石(畝)貯置牛馬三四百疋余飼立いせをふり罷居候由承及自分宅人くり舟より彼地江乘渡り右遣之者共江西表島之者慶来慶田城と申人拜用罷渡申候段案内申候処以外返答へ只米之洗汁吞させ追辻候段有之候ニ付無是非勘忍仕隣所江相尋宿を借仕三四日滞在任丁主と細々右之事相談申候処丁主も別て悦入彼加那あじ此中之仕わさ細々相話(語)ぞや彼加那あじ打はたし彼下度願出彼下女老入さへ取入密通仕候得へ自田相成候積見及候間下女呼寄せ御見懸度被申ニ付下女呼寄せ之次第細々相語候処下女にもあじ悪敷召遣を夜昼(寝さぎ)なふり不申牛馬之様召遣候付別て同意仕時を待入一夜忍入打はたし度相談仕置六七日間(週)有下女より今夜時節なりと被申ニ付てあじ始妻子共不残打はたし候処下人下女并村人数別て喜し仕近辺の小村々々人々も其様子及聞只今

相捕慶來慶田城江御礼申上慶來慶田城追て暇乞いこし平久保泊より直く石垣江着舟仕長田大つ之家を相尋參上仕右遣之者江西表島慶來慶田城と申人の様み用に罷渡り候段案内申上候処内に入候段御返答有之内に入たいめん仕長田大つより被申事此中西表島慶來慶田城と申人罷居候段承候得共遠海之故たいめん仕度朝晩思ひ為申事今日忝くたいめん仕大悦仕合之事御座候間心安様み三日之間滞在緩々と御物語仕平久保加那按司打果候次第まで咄し上げ今日よりハ兄弟之つきり被仰聞誠以目出度仕合奉存候御暇乞仕石垣より直く外離江着仕候事

(11) 一、野底頂は地方狭く有之其上村建不罷成所彼是諸事調成方不自由思様相成不申候故租納村江罷渡ふちこと申所屋敷相求三四年住居候処其所ハ島寄^(船)にて朝夕波之とお聞きうちも有之に付て能屋敷相求度村内惣廻仕赤石や之屋敷に住居候間世をこらし為申由其時分迄ハ未おきなか那し御手内成不申二三年後御手内に成候に付て八重山島中ハ常^(常盤)之世に成右慶來慶田城ハ段々御奉公相勤候段次第役上り首里大屋子役迄蒙仰為申由石垣江罷渡り長田大つと御物語仕其上おき那加那し江敷度罷登拜為申由伝代有之事

(12) 一、長田大つ事は段々みおやたり御勤おきな加那し度々罷登拜頭役迄蒙仰為申由伝代有之事

(13) 一、二代之嫡子野底当役名西表首里大屋子其時分之次第左に記候事

(14) 一、宮古島之とよみやと申人おきな加那し御手内召成不申時分にて彼の宮古とよみやより八重山総様手内に召成何篇相違ひさせ罷居候折節年々きや木おもと竹多く木桑木家材木として所望斷間敷有之取調積登取納致候得共又藏材木としてよし木六七十本余長四五間五六尺廻かし木壹尺四寸かく木所望被入候付無是非百姓等召集申付仲良山辺参りやま屋とり相構ござ嵩之近辺より右員數切右木山より引出夫として男女式三百人余呼寄せ道筋過半引出候時分村より宮古とよみや相果為申由早使參に付惣人数承及大悦致右木は其所の川原に打捨さらばくともやぐい仕帰り道筋嵩辻に登差声仕候に付て其嵩の名をざしこいびりと名付又右木捨置候川原名をとよみや柱川原と名付置候山宿りへ罷歸り一夜一日あやぐ歌仕神酒焼附盛にて遊び仕に付山宿り相構住居申所はあよばかと名付置候由伝有之事

(15) 一、往古神遊ひと申祝ひとて老若男女とねも^(家内家外)と兩家に相定其家に相集二三ヶ月之間神酒^(く)かんめき相調男は魚取女は神酒かんめき調並そないまかせにて二三ヶ月之間祝ひ仕くらしたる由又田地も荒にて候得共^(踏む)ふめたうし候て稲作り候得へは悉く出来に付二三ヶ月遊び緩々と豊の世に有之為申由伝有之候事

(16) 一、往古阿蘭陀犬種子を広く飼立山猪一日式三拾余に手柄仕候得

共めしのかて物老切とてもかて物仕候儀縮方稠敷有之に付て嫌有之候処間に浦田仲良にて密々にかて物仕候得は神別ておやんおそひ候付只今使を以寄せ候て則々科定仕候付て人間之縮方相調成心一地相成彼是緩々と有之為申由伝有之且又山猪にてめしのかて物仕候得へ山猪別て田植付置候桶こいつふしに付て稠敷おやんおそひ候神仏より被仰罷置候故嫌置候由伝有之

(17) 一、仲良浦田江二月七日より五月迄の間に巾かふり参り不申火め

し持参り不申事へ往古嫌候事

(18) 一、さじかふり候得へ神仏へ人間におがまり不申故神仏行逢候時

も有之其時無礼仕候嫌置候事

(19) 一、火を持参り不申事へ火を持参り無格護にて田のあふしあづら

に火を付大火成けもりを立若種崩立物逢候得へ出来不申由にて

嫌候事

(20) 一、三代之嫡子租納たら役名西表首里大屋子其分之次第左記

(21) 一、其時分に阿蘭陀船二三年越にて漂着致候事へ過有之阿蘭陀船

はなりめぞ漂着仕候得共三反帆舟より漕出何様之次第相尋候得

は只かけつにて三反帆舟艫触をかけ本船に引登せ候得へ緩々と

手様にて御物語仕候て暇を乞候得へ又かけつにてかけおろし婦

宅させ候尤阿蘭陀船中折々野菜肴水薪木進上仕其ういんこと申

所牛牧相樽牛七八拾疋余飼立置候に付五六疋取白米式三石余進上仕候処右礼儀物仕度候間何色望にて候や被申に付何色へ望不申御所持之犬男女と望候に付是被下度申上候処悦男女式疋被下候又右又犬之煩時用させ用として石ひやの玉巻ッ被下是洗汁にて粥焼てひさせ候得へ快く相成り候由にて持参り申候往古より犬は居不申由にて候処右犬より種子を受村中并他村江相渡手広く飼立山猪防為申由候事

(22) 一、めしを持参り不申事へかてものとして角魚成物かい成物しき

り成物亀之類持参りこい候得へ是も若草障り不出来仕候人間必

々喰仕後たはこ吹不申へ不叶訳にて候故嫌置事之由

(23) 一、人間之仕わざ之儀能事悪事も出来候得共見なかし聞捨候得へ

神仏も懸御目候得共咎目不申人間之事立聞少事も取立候はは神

仏へ咎目申候由往古よりかんだ遊びの時委細被仰置候其時に人

の口へ神の口と申能々慎申候被仰置候事

(24) 一、おなへ崎より四足の類乗せ廻不申候儀へ往古西表島の神へ大

和江罷登大和の神江八重山島の内西表島にきめうのもの有之か

ら玉ま玉なり申候木有之候又あやつふへりつふ有之候間御目懸

度御申請被下り右の品敷懸御目被成候にて本国不被成おない崎

江御住居被成候に付て大和ののまの美崎と申所は四足并皮箱及

皮草履小刀さやつかす置候牛角迄取亀廻候故大和神おやまい嫌

置候由伝有之之事

(25) 一、うら玉ま玉なり候木は平田底おりに崩立候とかなつ木の事由
伝有之

(26) 一、あやつふべるつふと申所へいなば円よどの上かんひらいと申
所の石平良有之石壺の事にて候由伝有之候事

(27) 一、三月十五日五月稲熟参り苧初(ほうれ)ふうれ仕候間へ女共月のさわり
持候故持なこつ磯下り海よくせ候得共若葉崩立候時分能々候て

んとう恐入右女の為も無之おない崎廻儀儀右断断にて候由伝有
之事

(28) 一、四月十五日の頃より稲の穂出熟参り苧取り(禮札)ふうれ仕候間は男
女共迄も磯江下り不申事へ四月十五日より五月初頃右時分穂出

実なり候時分にて雨風へ弥障障成候故磯下り湊あさり杯仕候得
ハ雨風猛敷成稲穂障不熟仕候故又ハ右時分へ魚のはらめ(み)子すた

し候時分にて魚大小共取絶是のみ不成此涯田島の草かか田の
畔払田の垣芋島の垣候折節子孫子共無油断彼是仕廻稲熟参り次

第間違無之手段にて嫌置候由伝有之事

(29) 一、稲穂出熟参り次第日いらび甲丙日相限す(すこま)きうま仕又ハ戊辰に
相限あるん出と名を付右米の初御嶽神仏の前江上用として構の

つかさ家内人数六十以下七歳以上老人にて五うづつ取合せ持参
つかさ江相渡し残にて御いはい前進上おはうまおなり進用ハ粉

をわり水にたり神酒の様大茶わんに入こはて(し)せ木の葉にてふた
をおそい五六人十人にても是をつにて頂残候得ハ持帰り家内人
数にて頂為申由伝有之

(30) 一、あるん出不申内は日々苧候稲ハ田にいなおるに置夜とどま

り仕候得ハ雨風出来稲苧方差支申候間日々苧稲の儀何分苧候
得共夜中懸てよい畔へ登せ置候掟にて相定有之子孫子無油断相
働せ六七日十日之内相仕廻考にて是嫌由の事伝有之

(31) 一、すきうま日取五六日相延候得共田より稲はやまれ熟仕候田も

有之候間浦田仲良外田にても無構(策笠)めのかきかふり密々にも(い)
こい無之相候かりとり田畔によい登せ格護仕置すきうまの間は
水あみ手おもてあらい湊を渡り人に行逢候得共挨拶も不仕候有

之に付てすきうまの日に早速西泊前之乗越子拵候得ハ何事も障
不申由伝代有之事

(32) 一、往古へこよめも無之諸草木のめとり出様相見得是にて春夏秋

冬四節の差分相定尤種子取も八月彼岸より日数六十疋日の頃又
ハ其頃ハ冬の節入候時分夏水に入冬水に詩入其考を以見合必々(毎々)
六十疋夏水入冬水に詩入候儀相限ハ無之十月朔日より同廿五日

六日間に能々早く鈍く相考壬寅日に詩入考仕付置候又もり星ハ
六十疋冬の節入の時分御日の入相時分に寅の方より上りおね橋
高上り候時分夜明本に戌の方え五尋六尋の間に入残り候時分相

当申に付て往古の(毛)も作り工者之人相定置候由伝有之事

④一、十月朔日より同十五日依年同廿五六日に日延稲苗時入時分にて候間種子取として戊巳甲乙壬癸日取にてせいらより稲種子を取其日より日数五日の朝迄ハ小やもちと家内人数女共ハ布おり木綿花引村迄にて罷出とまかけにて仕事仕五日朝五つ時分よりハ何仕事も差留十五日の間ハ大やもちと慎十六日より小やもちと輕き仕事仕三十日過候得ハ大やもち明させ何の仕事も随分仕申候

④一、右やもち有之内ハ火を題目火の根本をいらび埋置候て若大形に有之火をさめ無之時ハひる三本持參り買取候方にて候故無油断別て入念相働為申由候

④一、種子取の日稲種子蒔入苗代田より帰宅仕神酒いはつ頂戴候て村中の老人并役人衆おばまおなり相揃田不さ世持役人衆御供にて始終銘々祝ひ仕夜入候はば男女の内三四人賦り合いはつこい取と差分申付右人数の内老人福の主と名を付家内々々え參り案内致候得ハ丁主より相答候此殿内の苗ハ惣様犬の毛まやの毛の事出来植時分ならば苗代田より取離引直し大まし長ましあふし持行まきはうれいへなて差なてせよりは其夜に神の水主の水あもさばお(上かい)かい葉出でた(下かい)かい白根おりおるちん(れ)のならへよしけ竹本入はい草にさかい入穂出時分ならハ大穂たね長穂たね

まさらせ実入時分ならば石の突かねの実入まさらせの願持參り

申候間祝ひ物の品々神酒御五水いはつめそ(貞庭)まそヒル本魚からのたこからの被下度言葉をかざり懸候得ハ丁主ハ祝ひ入右の品々無不足相渡候得ハ罷帰り村中家内惣様取集候て三日ハ男魚取女そなへ調とね本屋に老若男女申談祝ひ仕候例仕来候処其時分ハ村中の者共心一地有之候故哉我増々々と物毎勝負のきも持之之耕作の働仕候得ハ作り物ハ悉く出来上納米并年中飯米緩々と相統豊世に為有之由候然処至頃日右例打捨無之往古の老人より仕出置候事ハ徒事にては無之村中の締方無之候てハ老若男女のきも持散々相成彼是取行能罷成に付て折目きされ(礼)の時轄々老所々え相集祝ひ序に吉悪の物語仕候得ハ若気の者童子男女共迄見なり聞なりの善悪次第出来不出来の方ハ則々科召行仕置候故自然と散々のきも遣無之神おやまい并村の兄弟に付父母兄弟に孝心有之おやまい心一地相成候様の古例取持為申由有之事

④一、往古より稲刈取前泊西泊積越候得ハ女共賦り合にて稲干晒舟屋小取入置惣様刈乗せ越于晒首尾仕候得ハ神酒七八升相調置候二三日相懸り祖納人数は野底(ほな)にせいら盛り(り)おかり人数ハふちこせいら盛阿立人数ハ大嵩の東せいら盛大立人数ハすたね川の上(り)にせいら盛下原人数ハ下地やふちこや石垣(岩)親雲上屋敷せいら盛残る所々に有之一(辨)きはに持調置候て年中みおやたい(り)ら自分

の耕作仕其上夜屋稻積越為仕難儀村人数は腰よこいとて穗花神酒吞祝ひ持立五六日先より日を見合戊己庚辛に相限田不さ世持村々老人相揃打込相談(組)の上相極何日穗花神酒吞の祝にて候間其日仕候手段仕候様村不さ人共にて相触候得へ女共へ神酒調諸野菜とつまかたい取寄し男共魚肴品々取寄せ手段折角の働仕正日にハ四つ内彼は相調成田不さ世持人へ役人衆拜み村々老人にて御供にて三日の間祝ひ女共へ役人衆あひやま拜み村々のはあま(阿やま)い共御供にて右日為仕由村々の老人并けらい者おなち童子男女供心一地に成候故何篇相働候付自然と豊満の世に相続緩々と為有之由伝有之事

87一、当古往古以来ハ村中の人取行心持言語仕形誠にめきやかに有(にぎやか)之彼是神妙に取行にて有之村中に何か事出来候得ハ村の兄頭老人老人え立寄田不さ世持人共まで老人の吉悪相計次第相働田畠耕時分々々の毛作り年中折目々々又ハ自分々々の大仕事迄も村々老人本にして田不さ世持人迄打込相談の上仕例にて有之候故自然と心一地相成常々兄弟朋友の交懇切成所えきも差寄り抑々怠不仕所え心を寄せ互に譲々の志有之に付てハ老若男女童子共迄も誠心差專に有之又ハ人をそしり細盜仕候者老人有之候得ハ則々村中の人數にて科行仕置候故村中に悪敷者共ハ無之又ハ神酒焼酒何か珍敷物有之申候時ハ隣所の老人始何がし〜と呼寄

せ進互に人挨拶并田畠耕毛作りの咄し昔物語仕物毎に吉悪相語童子共聞用にて卷式合とて我老人にて吞申候志ハ少も無之故物毎に人と勝負思ひ候心底はかり有之故彼是はか行豊満の世に有之為申由伝有之候

88一、往古ハみおやたいりに多く無之百姓等男女共(巻)略仕其上世振も豊な御世にて候故前後の計得無之何篇思様相成重か軽か不知世中にて有之男の公事ハ地船老艘僅七八反帆船程来の船老艘櫓木柚取日数十日内其切出し作事も十八日内にハ首尾相仕廻手際も不入又ハ女公事も白下布白上布上女老人にて卷疋つつ有之候得共七八月の内におり取干晒候て明る二月には洗拵葎積屋え取納仕本来上男老人にて式三石つゝ有之候得共三月中に春出取納仕候得は西表島より直くおき那加那しえ積登取納仕四月中にハ掃島仕大地中并古見島も右同断有之処仲昔より石垣え御藏元相構諸村上納積越取納仕候御掟に成申候得共僅の公事にて候余日ハ多有之に付て神遊び專にて始終稠敷仕来り間々の隙の働にて田地耕にも作り仕来候得共上納并(殿)余米神遊二三ヶ月の料迄不足無之緩々と相続来事候得共古老人の申分に此世ハ一世迄右通(巻)こらし候世と相考候得は勘間違にて候間今日より跡えハ世の盛と無之人間ハ年増繁栄仕物毎に多く成行次第々々に世ハ相衰行事候間弥其勘弁有之候様被申談の通諸村一統に逼迫及候事無相

違由伝有之候事

(99) 一、往古ハ百姓等追立夫遣の儀、老ケケ村に何百何十人と札持の高相

定拾五歳より（五十六七拾歳）五六拾歳迄追立遣右の内、老ケ人死人有之又ハ老衰相

成追立遣難成者は吟味の上拾五歳より其代り高の内に入追立遣

仕拾五歳より五六拾歳の者、式三拾人余罷居候得共追立遣不仕右

者共は相定置候、追立の助人と付夫の様に右面々の仕事仕来候、掟

にて候、処康熙七八年の比、在番奥武親雲上の時拾五歳より式拾歳

迄は下々夫と取立遣式拾歳より五拾歳迄は上夫取立遣候御掟

相定五拾歳より頭迦成田不さ世持と村中耕作方下知役申付置

候

(100) 一、往古ハ士は無之百姓ばかり罷居右の内より人柄相応の者共よ

り式三人頭立にてみおやたいり并村中彼是取払ばらさんにて仕

来り夫より墨算用ならい稽古させ次第々々相并相勤士様に罷居

其子共迄右の素立仕姿服の子供迄同素立置候、処在番奥武親雲

上御定に姿服の子供ハ百姓に召成追立夫遣仕申付置候、其後に雍正

正十壬子年より系録被下筆算稽古人と蒙仰候得共百姓并帳面に

わらべ名書来り又乾隆二十六己年改帳より士に召成何某にやと

書出申候、処同二十九甲申に御国元の新参士並元服仕日より青八

巻頂戴被下冥加至極不浅御事に候

(101) 一、往古ハ稲老品ばかり作り上納并余米緩々と相続為申由候、処康

親始比はんついても御国元持下り大地中の村々に作り種子広く受
させ麦妻真きん大豆小豆の類、其時分より次第に持下り諸村手広
く相成はんついても儀、大地中より持参り舟浮村の内、桃原野に作
り始夫より種子受させ手広く相成候、由伝有之之事

(102) 一、往古ハ二月七日山留と申先作り稲草葉の為神みおやまい仕候

筋にて七日より仲良浦田原に木こはい鉄こはいにて高く持上げ

田打不申、其両所に夜とまり不仕よしかわら（うたら阿たん玉）あた玉なてすのんた

さらに高田原メ五ヶ所にとまり候て田仕事仕三月十五日より五

月内の間外離内離さは崎おない崎はま崎舟浮村、桃原メ六ヶ所、其

外の浦々野山にすみはい焼野、焼けもり立諸方田原敷えけもりか

け移候得ハ稲の花落穂なり実なりの時分にて候間、右障り立枯に

て不熟仕候、由にて右類の仕形致候儀、稠敷召留置候、由依人大形

の者共より不図少事とて火を野山に付候か又ハすみはい焼候、か

仕候得ハ誰人にて見当候ハハ、老目とて不移田不さ世持人方も披

露申出次第つかさ方え其段引合候得ハ、構々の嶽神の前え何月何

日何や何某、何処に火を出野、焼すみはい焼候儀、何共恐入の段申上

候間て日をいらひ申上置、右本人呼寄懸引致右科として、老石の神

酒魚こぼん三斤九合はな八合御五水添物にて申付、火出の大小無

構右の例にて相調、其日右人数相揃仕立舟を以て浦内のい、不の崎

え罷越其所に根宿拵にて右品物か（り）され本人ハ引直し候て右の段

おない崎の神へ申上科鞭十五つ召行候て差免右人数へ御五水花神酒頂戴候て帰宅本人一人か式人かの間残り居五六七八日の間滞在にて神酒吞捨候間へ手隙を費其比神酒焼酒満足にて自分々々持合の物吞候故別人の物にへ吞兼候時分にて人を頼申上候得共不埒明老石の神酒吞捨候儀悦難成世の中にて至極難儀させ候故別て人の締方稠敷仕故神おやまい并村中の兄姉成人に相隨ひ其上道中より罷遣の時も遣一方え相成懐礼儀相守候故毛作り何事も思様罷成其上国登り下り無何事人間の無病息災豊の世ばかり有之為中由伝代有之事

(43) 一、九代嫡子役名假若文字慶田城にや用憲拾代嫡子役名古見目差用州

右兩人より以来の万事おつかはりの謂左ニ記

(41) 一、外離之儀昔より山猪住居所にて唐芋木綿花ひるの類石木にて垣仕来候処雍正六戊申より次酉年まで山猪取絶作地仕内離も次戊年まで山猪取絶追付兩離に村中の上木粟畠仕明粟時入出来に付て三ヶ月飯料積切長拾間横四間の瓦葺葎慶田城西表兩村本おゑかや前に作りならひ葎置候処次第に世も衰に相成定納并飯米(上)の補に入払底仕候事

(40) 一、西表慶田城兩村の儀昔以来より西表一所に葎績屋おゑかやならひ作り罷在来候処乾隆三十二丁亥年上原津口所其上に干立人

敷より拾家内余に罷越小村に相立罷居候付て次子年に首里大屋子おゑかや目差おゑかや葎績屋引越上原に作り候得共名は代り不申来り候処乾隆三十三戊子年御檢使御下り八重山島村々吉悪御見分の時慶田城村より訟出慶田城村へ西表と改名西表村は上原村と改名仕与入目差迄改名仕差分村建仕置候昔より西表慶田城兩村ならひ来る故に役人衆御始一地に有之の村の締方仕候付て村中士百姓老若男女共迄心一地に有之のみおやたいり并自分々々御用物毎々に勝負に思ひ夜昼もわすり(おぼり)不申故に女へ上布下布並御用布調方支無之男へ御木地船のかい木取出し船具へ御用物三月中に相調皆納仕家内々々上納石迄年々の出来不足無之取納仕候ニ付余計稲粟武三四五石余自分々々貯置候故焼酒も家内々々(中)に中壺武三本宛有之神酒も右通満足有之緩々と相続来候処今に至村分に相成候付て心懈諸事不自由相成逼迫の世に相成候事

(40) 一、あみ取鹿川式ケ村の儀昔より慶田城村頭内にて候処乾隆二十年乙亥伊泊津口の故諸役人より詮議の上にて訟を仕あみ取鹿川式ケ村本にして波照間島より百姓男女武百人余寄り百姓仕崎山村建置候事

(40) 一、西表村間并山垣瀬の儀昔へ祖納計圍置来る仲比より葎績屋前より直く前泊御寮の本の浜え圍置来る其後に与那田口より田のあつら便り真山浜涯え差通し置候処内離外離より冬向は心つ

いも取の御天氣悪敷時へ二三日打込(められ)包物毎に差支に付乾隆三十
五庚寅年より村中より祖納嵩開地の訟出に付御達被下作地置候
事

(48) 一、西表慶田城両村定納田地の儀昔より両村にて作り来る候故家
内々々満足有之上納米并はん米不足無之相統来る候処乾隆四己
未年に表向に現竿を入西表慶田城塙間三ヶ村頭高割符仕頭高の
大小に割付配分仕置候時分乾隆三十三年戊子年崎山村建に付四ヶ
村頭高に應し頭高の大小に割付差分申候に付定納田地少し相成
候事

(49) 一、昔ハ村々三度夫過不足取払の儀親廻主部様御通の時不足村よ
り取寄せ積通過定村に御在番頭衆御前にて現穀(夫)にて升目を以(夫)大
過者共え相渡候て勤不足勤過者共不足の時科召行御通り被成候
付てハ村々百姓等公事用私用無油断相働為申由候事

(50) 一、昔より村々に地頭目差兩人にて諸事締方下知方相勤来る事に
て候然処柚山方耕作下地役として大地方主取寄人筆者式人つ
ゝ相付離方も右同年中二月迄度九十月に迄度罷通候掟にて下知
方仕來候処右大地方離方此中召立置候下地役御檢候て諸村作当
召立耕作下知させ用として筆者式人つゝ供夫式人つゝ召付勤
させ来る事御座候処乾隆戊午年柚山方の締方に付嶋袋筑親雲上(鳥袋親雲上)
御下り大地方離方に召立置候耕作筆者ハ引捨て柚山筆者村々式

人つゝ召立耕作方懸て下知方仕候様供夫式人相付掟にて御定置
候年始松木種子桐(つちう)い(つちう)ち(う)木御国元より被下大地中離々替々山敷
に手広く三度夫にて仕立置申候事

(51) 一、昔以来より年々在番頭衆附々役人筆者村々親廻御通り算引合
の時馳走方入目の儀故実飯米焼酒神酒迄役人自物にて野菜肴の
類ハ村中構の掟にて候処乾隆十一丙寅年在番大山親雲上御下り
諸事御定の時親廻入目并柚山耕作見分諸檢者御通の時迄村中の
構に御定置候事

(52) 一、石垣四ヶ村外大地中離々役人嶋供とて拾壹歳より拾四歳成童
子者人つゝ年詰廻遣候間百姓中より現米貫取右手間米相払掟に
て遣來り候処仲比より欠略に付一節引捨置候処乾隆二十三戊寅
年御檢使御下り御定に先例の通童子者人つゝ宿番召立役人筆者
まで被置候事

(53) 一、百姓礼持男夫遣の儀前奥武親雲上御定は拾五歳より式拾歳ま
てハ下々の夫遣御定にて候処御檢使御下り定の時拾五歳より五
拾歳まで上位召遣候御定仕置候事

(54) 一、歳暮文迎の時并頭衆御始村役人折々元服婚礼年回諸祝儀の時
間功并村役人え野菜肴たん薪木取納仕候儀前大山親雲上御定の
通御檢使衆よりも差通定被置候事

(55) 一、本作り地船式艘内老艘石垣船たばま(旅)さ(嘉例吉)りかれよしと名付老艘

古見船(ひ)まめち船かれよしと名を付今迄伝代有之事

60一、古見船作事すらし所へ昔より黒島村にて作事仕候謂左記

昔竹富島浜に何とすらん形ち見る事作り有小舟の形浜え寄り揚
浜廻人の見付候て見事に有之候得共用事へ無之海え打捨候処黒
島村の浜え寄揚に付て浜廻人の見付別て大悦仕取揚自分の家に
持参り座上に飾置是手本にて船作り出し候付黒島村より舟出初
故船許にて地船事所に成爲申由伝代有之事

60二、其時分作事の時へ諸島かい木積越(理)の時悉く難儀仕候処伸比よ

り古見島芋績屋前浜え世良所相定置候付て諸島緩々爲申由候事
60一、其時分地船作事仕廻すらし下せの儀諸島百姓男女召寄せせらし木
切はめから引六七日の間隙入難儀有之候伸比より掘すらし浮船(御)

仕引出し候掟定揚すらし同断仕候付て今迄伝代有来候事

60一、地船之儀昔より雍正拾壬子年迄ハ本作り乗付癸丑より老艘馬
らん作り召成同甲寅年より三艘召成馬らん作りの掟定相成本作

り召留今迄右通相定置候事

60一、乾隆三十六辛卯年三月十日辛亥日朝五つ時大波寄揚石垣四ヶ
村宮島御嶽下より御藏元并公所不残引崩御在番老人頭式人語役
人若文字山耕作筆者仮若文字諸士男女老若百姓老若男女引流
し爲申事後後日子孫の爲書記置候事

60一、右之条数々数々雍正より以前の事昔より伝代有之由亡祖父慶

田城筑登之時々御咄し拝申候付書記雍正より以来の事私存知に
て書記子孫子先祖の謂忘却不仕様書記如斯御座候 以上

62一、(嘉慶貳拾年乙寅初春写之)

60一、右嘉慶二十四卯九月与那国島江今婦仁按司様大和船より被成
御漂着候付諸事爲見届渡海の時西表村潮懸滞在にて先祖由来よ
り書写如斯御座候 以上

辰二月

用庸

64一、(本記は沖縄県八重山役所在動中大浜用能氏より借用して之
を謄写す)

明治二十五年十月廿二日

遠藤利三郎

解 説

昭和二年(一九五四年)八月、金関丈夫博士・国分直一教授らに
よつて、琉球八重山地方の考古学的調査が実施された折、石垣市在
住の玻座真里芳氏所蔵の民俗資料を将来された。この民俗資料は、
同氏の父君玻座真里模氏の、同島を中心に長年にわたつて採集され
た資料で、里模氏自身の筆になる民俗資料二十数篇と、里模氏の父
君里好氏の筆写になる写本一部からなる。前者の整理結果は、琉球
史料研究会刊行の『琉球』誌上に、昭和三年以降発表されつつあ

る。同資料の整理には三島があつた。写本一は、いまこで紹介しようとする「慶米慶田城由来記」である。^②

本由来記は、すでに昭和十五年（一九四〇年）当時台北高等学校に在勤した須藤利一教授（のち東大）によつて、台北で発刊された『南島』第一輯に、宮良賢貞氏（現石垣市在住）所蔵本を底本として、復刻されている。解説には、比嘉盛章氏が当り、主として成立年代と作成者について考証している。同誌は戦前の出版で、頒布先も限られていたため、現在では入手が困難であり、南部琉球史上に重要な地位をしめるにもかかわらず、知る人はすくない。わずかに、『八重山歴史』『琉球諸島における倭寇史跡の研究』などの、主として現地側の著作に引用されているだけであるので、後述のように、現存する諸写本と『南島』誌上の同文を底本として校合し、ふたたび復刻をはかつた。また、解説についても、比嘉氏以後の新知見を補つた。

本写本は、前述のごとく玻座真里好氏の筆写になるものであるが、そのよつた写本はあきらかでない。体裁は表紙と本文一八枚三六頁から成り落丁はない。表紙は中央に、慶米慶田城由来記とし、傍に昭和二十二年八月調父里好様書写里模蔵書とあり、後附のものである。一頁の大きさは、縦 26.4 cm 横 19.5 cm で、一頁に十一行、一行は概ね十四字—十六字で、一、……と平仮名まじりの漢字文で書か

れている。整理にあつたつては、右の各項に、(1)―(4)の番号を付した。本由来記の写本は、大別して二系統にわかれる。一は西表島の本家の写本で、慶田城家に秘蔵されていたが、早く散逸したらしい。

（西表本とよぶ）喜舎場によれば、大正三年西表小学校長時代に、同家を訪問した当時すでになく、明治年間に菊池幽芳氏が借用したこともあつたことを聞いている。幽芳氏訪島の年代は、明治三九年（一九〇六年）に石垣島を訪れているので、あるいはその折のこととも思われる。同氏の紀行文からはまだ検出できない。また、比嘉氏は、前記『南島』誌上の解説で、「私の所蔵に係る西表側の由来記」によつて訂正したとしている。同氏も、与那国島の小学校に長く勤務し、かたわら地方資料を採集したので、実見あるいは写本を複製する機会もあつたわけであるが、同氏が死去された今日では、その間の事情をあきらかにすることはできない。他の一は、子孫が石垣島などに、分出移住の折に複製した写本で、現存の多くは、同本かあるいはそれによつたものである。

玻座真里好氏筆写（玻座真本とよぶ）の写本は、紙魚の害をうけ判読にくるしむ箇所もあり、正確を期するために同本を底本として三島がコピーをつくり、石垣在住の喜舎場は自蔵にかかる二本をもつてそれを校合し、さらに『南島』誌所収（南島本とよぶ）のもと、三島が校合した。使用した各写本を表示すれば、つぎのごとく

である。

| 写本名 | 筆写者 | 所蔵者 | 備考 |
|-------|--------------------|-------|--------------|
| 玻座真本 | 玻座真里好 | 玻座真里芳 | |
| 喜舎場本甲 | 遠藤利三郎 ^⑦ | 喜舎場永珣 | 遠藤利三郎・大浜用能旧蔵 |
| 〃 | 〃 | 喜舎場永珣 | |
| 〃 | 花城長勝 | | |

備考1、刊本は「南島」第一輯に所収。

2、宮良賢貞氏蔵の写本は、右表の「甲」と同一であろうと思われる。

3、^⑧により、さらに崎山用松所蔵の一本があることが判明する。

校合の結果、南島本と玻座真本との間に、かなりの記事の異同があることが判明した。玻座真本では、^⑭^⑮^⑯^⑰^⑱が二代用庶に関する記事であるが、南島本では、わずかに、^⑲のみが彼の記事で、他は三代の記事としてあつかわれている。本稿では、玻座真本の記載にしたがった。その他の異同は（ ）の中に註記した。さらに、末尾の「右嘉慶二十四年……」以下を独立させて^⑳とし、それに「辰二月 用庸」を補った。その理由は、玻座真本は、^㉑^㉒を書き分けていないが、^㉓は西表本の「此一冊は嘉慶二十年……」や、一本の^㉔に相当すると思われる、^㉕までが主文であろうと判断したからで

ある。比嘉氏によれば、西表本の奥書は、「此一冊は嘉慶二十年亥年飯若文子石垣仁屋与那国島未進取ノ渡海の時当所潮掛の砌うつし申候也 亥二月吉日 ほこり 慶田城仁屋」とある。用庸・慶田城仁屋兩名の、異時期の奥書は、^㉖までが主文であることを、間接に示すものと考えられ、兩名の書写の動機も前述のごとくと推察される。^㉗は南島本によつて挿入した。

成立年代と作成者については、^㉘の記事が手がかりとなる。これについては、比嘉氏の考証がある。それによれば、^㉙をふまえて、西表の嫡流宮良家の家譜によつて、雍正年代に相当の官職にあつたものは、八代の用常と九代の用憲の父子であり、この父子の何れかであろうとし、兩名ともそれぞれ六歳の時に、おのおのの祖父は死んでいるとの、生没年月の考証をなし、「亡祖父より云々」を「直接に祖父から聞いたのでなく、親や叔父などの口を通じて」の意に解して、経歴身分なども考慮にいれて「九世用憲でなければならぬと考へる」としている。その理由の一つは、彼は雍正の初ごろ若文子となつて公事に奔走したが、同十年に過剰員整理のため退役仰付けられ、このうつ憤を晴らすために先祖の功績を書いた。その心情は、古語拾遺の斎部広成に通ずるとも書いている。二つは、祖父用親は二一歳で早くも宮良目差となつた程で、四四歳にして、与那国与人となつたが、四七歳で惜しくも死去した。このことも祖先を誇

る動機にならうと考えている。

もし、用憲だとすれば、彼は一六九七年（康熙三十六年九月）に生れ、一七四六年（乾隆十一年八月）に没しておるので、最終成立年代もおおむね十八世紀前半代に求め得ることになる。比嘉氏は一七三二年（雍正十年）から一七四五年（乾隆十年）の間と限定しておる。⁶³の用庸については、喜舎場の調査で、一七六〇年（乾隆二五年）に生れ、黒島首里大屋子職に昇進し、一八二四年（道光四年）に死去したことがあきらかになった。

本由来記は、一代用緒（一四五七年天順元年西表で出生）から、十代用州にいたる家譜で、その意図は⁶¹においてくみとれるが、単なる家系ではなく、創成期における征服・西表に出自をもつ一族の移住・開拓・石垣島宮古島などの離島との接触など、非常に多くの内容を含んでいる。まず全項を大別すると、

- (1)―(8) 八代までの役職氏名
- (9)―(12) 一代用緒
- (13)―(19) 二代用庶
- (20)―(42) 三代以降八代まで、各代の区別はない
- (43) 九代十代の役職氏名
- (44)―(61) 九代十代
- (62)―(64) 奥書但し⁶²、⁶⁴は南島本による

右を要約すれば、⁶²までが八代までの記事で、⁶³以下が九・十代の記事である。この二段の構成は、あるいは本由来記の初成立・追補の二時期にわたつての成立を示すものと、推定することもできる。なお、一代のケライケダグスク（用緒）には、石垣島の平久保加那按司征服の物語があるが、元来、各家々にはこうした英雄の物語が語りつがれていて、祭祀の場合などに読みあげられたのではあるまいか。現存の風俗には認められないけれども。さらにまた、ケライ（慶来）を冠するのは一代のみで、以下は、単にケタグスク（慶田城）であることも注意される。喜舎場は、混効験集所載の「げらえ」に比定し、⁶⁴西表島の造営者・創建者の意が考えられるとのべている。この説は、一代にのみ冠することを考えれば、その妥当性を思わせるが、他の由来記・家譜の類には、そのような用例は見出されないようであるので、或いは特殊な用例とも考えられるが、明かにし得ない。⁶⁵

さておさめる主な内容は、

- 慶田城の出自(9) 用緒の平久保加那按司征服(10) 野底・ふちこ・赤石屋の移住(11) 宮古島のとよみや(14) 神遊び(15) オランダ犬(21) かんた遊び(24) 四足の類乗廻不申(25) 石壺(27) みおやたいり
- (39) 札持(40) (64) はんついても伝来(42) 山留(43) あみ取鹿川崎山村(47) 村田山垣瀬(48) 柚方耕作方(61) 古見船(66) (67) 地船(68) (69) 石垣四

ケ村大波(61) 長田大つ(11)(12) 猪の対策(16)(15)

などのほかに、分量も多くかつ最も重要と思われるのは、稲作を中心とする農事手入・農耕をめぐるつての行事や習俗についての、(62)(29)(30)(31)(32)(33)(34)(35)(36)(37)(43)(44)などの諸項で(前記の諸項中にもある)、これらは、民俗学研究上重要な意義をもつものと考ええる。稲作の上で興味ぶかいことの一つは、湿田を足で踏んで耕作する技術が語られていることであろう。(65)家畜に踏ませる場合もあるが、人が踏む場合もある。鎌の使用は、ついに、極めて近代に至るまで登場していないのである。また、犬が古くは飼われていなかったことを物語る資料も、興味をひく事実の一つである(66)。犬の登場は、近代に於ける外国船による移入にはじまる。崖葬の行われる地帯には、しばしば犬の飼育が忌まれている。台湾の紅頭嶼のときも、犬にあたる言葉はあるが、犬の飼育は全く見られなかった。この島ではヤヌ社に崖葬がある。沖縄本島の先史貝塚から犬が出土しているが、犬の飼育をしていない島が多い。崖葬と関係をもっていると思われる。言葉の上にも、興味ぶかい言葉はいろいろと見出されるであろう。たとえば、柳田国男先生の指摘された所であるが、稲の蔵置場と人間の産屋とを共に「シラ」と呼ぶ言葉が、八重山にはのこっている。この由来記では、造船所をも、「すら所」とよんでいる。(68)シラ・スラ系の言葉が、生む・育つの意をもっていたことが様々の場合にうか

がえるのである。国分教授は、このような重要性とともに、西表島は、周辺の比較的新しい隆起による島々(したがって、隆起珊瑚礁に覆われ石器製作のための好適の石材や森林資源などに欠ける島々)の先史住民に、石斧・石鎌・船材などの資材を供給する基地をも成していた。尚稲作が登場して以来、八重山に於ける最大の拠点をなしていたらしい。稲作のために渡島していたとする伝承を伝えている所は少なからずある。また、恋人が往来していたとする伝説もある。与那国島のごときは、西表島に共通する地名が多いばかりでなく、明かに西表島の出自を伝承している家が、古い家に多い。近代に於いて、西表島の人口は減少し、与那国島の人口にも及ばぬ程に減少したこともあるのは、悪性マラリアの流行のためである。悪性マラリアにおそわれなかった時代が、過去に於いてあつたであろうとの見解を示された。

本由来記の、物語る社会の以前の社会では、同地方においては石器の使用がまだ認められた社会であり、中国の技術と器具、ことに鉄器が入つて、今まで住めなかつた所に住みつくことが出来る。(69)舶来の鉄を利用し、征服し撫民し、開拓したものが英雄であつたので、初代用緒も、こうした意味で理解されよう。由来記には記録されていないが、南蛮との交易(十五世紀末)を行なつたとの、西表島民の口碑もある。(70)南蛮貿易とは、実は中国貿易が主であつたことは、

出土遺物によつてもあきらかである。（本文・解説文責三島）

- ① 三島 格『玻座真氏記録笈書』『玻座真氏記録』『琉球』第二号—第十号、那覇市
- ② 古くは（七十年ほど前）「キライキダグスクユライキ」と発音。また「キダグスク」を「キダスク」とも発音。
- ③ 昭和十五年、台北野田書房より発行
- ④ 首里出身。経歴の一部については「沖縄研究史」金城朝永『民族学研究』一五卷二号所収昭和二五年
- ⑤ 『八重山歴史』八重山歴史編集委員会昭和二九年石垣市。本書の執筆は主として喜舎場永珣氏である。
- ⑥ 稲村賢敷『琉球諸島における倭寇史跡の研究』昭和三十三年 岩崎卓爾『ひるぎの一葉』大正九年
- ⑦ 「南島本」は④のごとく、遠藤利三郎氏の謄写によるものであるが、彼はそのほか明治二五年九月には、「八重山島由来記」を、十月には、「八重山諸記帳」を、いずれも八重山役所在動中に写している。（両書はいずれも『南島』第一輯に所収）「八重山島由来記」の末尾に
- 「本書は沖縄県八重山役所在動中明治二十五年歳元より借用して謄写せり 山形県西田川郡大宝寺大字新斎部字沖五十二

番地 土族 遠藤利三郎蔵書」

とある。

- ⑧ 一、崎山用庸の家譜は、戦時中同家が台湾に疎開中、尖角列島附近で乗船が沈没したので、あきらかでないが、二、他家の家譜を総合すると、用庸は一七六〇年（宝暦十年）に生れ、一八二四年（文政七年）に没。黒島首里大屋子。三、用庸は、西表から石垣島に移住した崎山家の祖で、一七一三年（正徳三年五月廿六日）に生まれ、一七九〇年（寛政二年八月十六日）に没。一七六九年（明和六年）八月廿八日叙筑登之座敷。
- ⑨ 註①書の前書、頁九九。混効驗集（伊波普猷『古琉球』所収）には、「げらいて 造營並調和の事もおもろ御双紙に十尋どのげらいて八尋どのげらいてと有は造營の事……」。
- ⑩ 「ケライ」「ゲライ」については、宮良当壮『八重山語彙』東洋文庫昭和五年を檢したが、同例の用法は檢出できなかった。
- ⑪ 金関丈夫『八重山群島の古代文化』『民族学研究』十九卷二号 昭和三十年
- ⑫ 註⑤の前書頁八三。